

一般社団法人石川県バスケットボール協会 慶弔費規程

1. 本協会役員の慶弔につき、下記の基準に慶意ならびに弔意を表する。

(1) 役員の死亡(本人)

香料 50,000 円、生花、弔電

(2) 役員の両親及び配偶者の死亡

香料 30,000 円、生花、弔電

(3) 役員の実子の死亡

香料 10,000 円、生花、弔電

(4) その他協会関係の特別な人の死亡

香料 10,000 円、弔電

(5) 役員が2週間以上の入院の時

見舞金 10,000 円

(6) 役員に顕著な功績があった時

祝儀 10,000 円

2. その他の事項に関しては、その都度会長が定める。

この規程は、平成17年4月より改定実施する。